

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**№643**  
2024・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 優生保護法被害国賠訴訟・最高裁判決と合理的配慮に関する弁護団の取り組み…… 相原健吾  
SES企業における経歴詐称指示について損害賠償請求を認める判決のご報告…… 伊久間勇星  
黒川弘務東京高検検事長勤務延長に関する第二次情報公開訴訟勝訴判決について…… 上脇博之  
Colabo及び仁藤さん 勝訴のご報告…… 河西拓哉  
第18回人権研究交流集会「平和への権利」(11/23・24東京)  
全体会企画に、玉城デニー沖縄県知事が登壇決定! …… 上野 格  
【議長トーク】「人権研究交流集会の意味とは」…… 笹山尚人  
〈シリーズ：憲法と私⑳〉憲法九条と私 …… 今瀧千晶



兵庫・出石「夏を惜しむ」

# 優生保護法被害国賠訴訟・最高裁判決と 合理的配慮に関する弁護団の取り組み

兵庫県 相原 健吾

## 一 すべての事件で勝訴

二〇二四年七月三日、最高裁大法廷において、係属していた五つの事件（札幌、仙台、東京、大阪、神戸）の全てで、全員一致の判決で、旧優生保護法被害者を勝訴させる歴史的な判決が言い渡された。

## 二 憲法違反の判断

最高裁判決は、旧優生保護法の規定による強制不妊手術について、「生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であ」って、憲法二三条に反し許されないとし、「本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえない」とした。また、最高裁は、特定の障害等を有する者を「不妊手術の対象者と定めてそれ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取扱いに当たる」として、憲法二四条一項違反も認定した。そして、「本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一項の適用上、違法の評価を受ける」と認定した。

## 三 除外期間に関する判例変更

今回、最大の争点とされていた除外期間（改正

前民法七二四条後段）については、裁判所は、当事者の主張がなくても、除外期間の経過により請求権が消滅したと判断すべきであって、除外期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は主張自体失当であるとする判例が存在していた（最高裁平成元年二月二日第一小法廷判決）。

しかしながら、本件において、最高裁は、除外期間の経過により請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないとして判例変更を行った。その理由として、以下の四点が示された。

①立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによつて国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによつて関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ず、本件には、法律関係の安定を図るといふ改正前民法七二四条の趣旨が妥当しない。

②国は、約四八年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の障害を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施し、さらに、国は、優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を发出するなどして、優生手術を積極的に推

進し、少なくとも約二万五〇〇〇人も多数の者が不妊手術を受け、生殖能力の喪失という重大な被害を受けるに至ったのであって、国の責任は極めて重大である。

③不妊手術によって損害を受けた者に、国に対する損害賠償請求権の行使を期待するのは、極めて困難であった。

④平成八年（一九九六年）に本件規定が削除された後は、国会において、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況にあったというべきであるが、国は、長期間にわたり補償はしないという立場をとり続け、本件各事件の訴え提起後に、いわゆる一時金支給法が成立し、施行されたものの、その内容は、国の損害賠償責任を前提とすることなく一時金三二〇万円を支給するという不十分なものであった。

#### 四 最高裁判決の意義

今回の最高裁判決は、戦後二三件目の法令違憲の判決であるが、「社会の変化などを踏まえ、ある時点から違憲」とするのではなく、「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえない」と述べた初めてのケースとなった。

また、上告前、原告らを勝訴させた地裁、高裁が、「〇〇の時から六か月以内」は除斥期間の適用が制限されるという法律構成を採用していたのに

対し、本最高裁判決は、信義則違反や権利濫用を理由として、国の除斥期間の主張自体を排斥した。

#### 五 障害のある人への合理的配慮に 関する取り組み

弁護士及び訴訟支援団体（優生連）の度重なる申入れにより、最高裁では、地裁・高裁時よりも一歩進んだ以下の合理的配慮の実施が実現したことも、紹介しておきたい。

- ・ 聴覚障害を有する者に対し、
  - ・ 整理券配付から法廷までの手話通訳二名（判決日は四名に増加）の最高裁手配
  - ・ 法廷内での傍聴者向け手話通訳・要約筆記の最高裁配置（ただし、弁論期日は当事者負担）
  - ・ 法廷内での傍聴者向け手話通訳配置（ただし、当事者負担）
- ・ 肢体不自由を有する者に対し、
  - ・ 車いす席の増加
- ・ 視覚障害を有する者に対し、
  - ・ 複雑な構造をもつ最高裁判所内における書記官らによるガイドヘルプ
- ・ すべての者に対し、
  - ・ スロープの設置による段差の解消
  - ・ イラストを交えた臨時の案内表示
  - ・ スクリーン六台を設置し、パワポを投影
  - ・ 配布する「事案の概要」の紙を分かりやすく

し、ルビを振った、また点字版の作成

一方、法廷内での当事者向け手話通訳を最高裁負担で配置すること等、実現しなかったこともある。私たちは、引き続き、最高裁及び各地の地裁・高裁に対し、憲法・障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法等の趣旨に基づき、障害のある原告・傍聴者に対する合理的配慮として、さらなる改善を求めていく。

#### 六 全面的な解決に向けて

判決後、七月一七日には原告らと岸田首相との面会が行われ、謝罪がなされた。そして、超党派の議員連盟が、被害者に対する新たな補償立法制定の作業を開始し、さらに、政府は障害者などへの偏見や差別の根絶に向けて、すべての閣僚をメンバーとする対策推進本部を設置し、具体策の議論を始めた。

優生手術が実施されなくなった後も、国は「当時は合法」と言い続けて被害回復を怠り、社会には今もなお優生思想及び障害者に対する偏見差別が根深く残っている。私たち弁護士は、引き続き、原告ら、支援者とともに、この最高裁判決を前提に、優生保護法問題の全面解決に全力で取り組んでいく所存である。

# SES企業における経歴詐称指示について 損害賠償請求を認める判決のご報告

東京 伊久間勇星

## 1 はじめに

二〇二四年七月一九日、東京地裁において、SES企業（各報道では「派遣会社」とされています）が、被告らの会社は労働者派遣事業の許可を取得していません）における経歴詐称指示等について代表取締役らに損害賠償請求を認める勝訴判決を獲得したのでご報告させていただきます。

## 2 SESとは

IT業界においては、SEs (System Engineering Service) の略)によりシステム開発が行われることが一般的です。SES契約とは、取引先のオフィスに自社従業員のシステムエンジニアを派遣して、技術的なサービスを提供する形態の準委任契約のことです。専らこのSESを事業としている企業

のことをSES企業といいます。

SESは、指揮命令権がSES企業（雇用会社）にあるという点が派遣と異なりますが、実質的には取引先（派遣先）に指揮命令を一任し、単に派遣法の規制を免れるために形式上SESとしている会社も数多く存在しています。

今回の事件で被告らの運営していたSES企業もいわゆる「偽装請負」を行っていました。

## 3 本件の概要

原告の三名は、被告らのSES企業の「未経験からSEになれる!」「未経験でも給料が三〇万円以上!」との求人広告を見て応募したところ、採用面接において会社の運営するプログラミングスクールを受講するよう促され、未経験であった原告らはプログラミングを習得するために数十万円

のスクール代を支払いました。

しかし、被告らのスクールの内容は、経歴詐称（プログラミングの経験が豊富かのように履歴書の年齢・経歴を粉飾する）の方法を教え込む、会社の人材を取引先に売り込む営業の電話かけをさせる、営業の面談を行わせるなどして、現場に入るまで働かせるといった内容でした。なお、この間の賃金は一切支払われませんでした。

そして、原告らは被告らの指示の下で実際にシステム開発の現場に派遣され就労しましたが、被告らに経歴詐称させられたため、現場で求められる知識、技術、経験も水準に追いつかず仕事ができないことについて他の現場のスタッフから叱責・いじめを受けるなどし、フォローも一切なく、短期間で退職に追い込まれました。

さらに、退職後、会社が賃金から厚生年金や保

除料を控除していたにもかかわらず、これらの加入手続きを取っていないことも判明しました。

原告らは首都圏青年ユニオンに加入し、何度も団体交渉での解決を試みましたが、被告らは一切対応しなかったため提訴することになりました。

なお、今回の原告は三名ですが、被告らは新たなSES企業を立ち上げては同様の求人詐欺を行うということを繰り返し返してきたために数十名以上の被害者がいました。

被告らは被害者がスクール代金の返還を求めると、刑事告訴や訴訟を示唆する脅迫を行っていました。多くの被害者が泣き寝入りせざるを得なかった中で立ち上がったのが今回の原告の三名です。

#### 4 本事件の争点と判決内容

本判決の争点は、①被告らによるプログラミン  
グスクールの勧誘・締結が詐欺にあたるか②被告  
らの経歴詐称の指示等の違法な業務三つでした。

まず、判決は、被告らの運営していたSES企業は「未経験者の従業員について五年程度の経験があるITエンジニアであると詐称して、取引先との間でSES契約を締結し、未経験者を経験者として派遣することにより、取引先から、経験者を派遣した場合に得られる額の報酬を得ることに  
より利益を得ていたと認められる。……被告らの  
事業内容は、取引先に対する詐欺行為により利益

を得ようとするものというほかない。」と認定し、被告らの事業内容は詐欺行為であると厳しく批判しました。

そのうえで、被告らの「スクール」については、「事業内容である上記詐欺行為を実現するための手段であり、かつ、詐欺行為そのものである営業活動を含むものであって、およそ社会的な相当性を欠く内容のものであった。上記のような不法な目的のスクールであると知っていたとすれば、一般企業への就職を希望していた原告が、スクールの受講契約を締結するとは考えられない。……そうすると、スクールの受講契約への勧誘及び締結は、被告ら……による詐欺行為（共同不法行為）に当たる。」として、明確に詐欺行為にあたること  
が認定されました。

次に、判決は、「被告ら……は、原告らの雇用主又は上司として、原告らに対し、経歴や年齢を偽る内容のスキルシートを作成させ、経歴詐称により従業員を派遣することを目的として、取引先に対する営業活動（テレアポ）をさせ、経歴等を詐称して面接を受けさせ、取引先においてSESとして勤務をさせた。これらの命令はいずれも、……取引先に対し、従業員の経歴等を詐称してITエンジニアを派遣することにより報酬を得ることを目的とした詐欺行為又はその準備行為の実施を命じたものであり、……正当なものともみることが

余地はなく、違法な業務命令であったというほかない。」と被告らの指示が違法なものであったことを明確に認定しました。

前記判断の結果、①スクール代金全額②被告らの「スクール」を受講していた期間の逸失利益③被告らが天引きした賃金全額④慰謝料⑤弁護士費用が損害として認められ、三名の原告について計約五六万円の賠償が認められました。

#### 5 終わりに

本件の背景にはそもそもSESが孕む構造的な歪みがあります。

すなわち、悪質なSES企業が利益を上げよう  
とすると、労働者からの天引きを増やすことと報酬の高額な派遣先との間で契約締結することに強いインセンティブが生じます。それ故に労働者から「スクール代」等を搾取しつつ経歴詐称を強要してなるべく単価の高い派遣先に送り込んでいたのが本件のあらましです。

原告の方は本件の記者会見において「二度と自分のような被害者が出てほしくない」と語りました。私も本件の担当弁護士として悪質なSES企業による経歴詐称強要被害の根絶に全力を尽くす所存です。

# 黒川弘務東京高検検事長勤務延長に関する 第二次情報公開訴訟勝訴判決について

兵庫県 上脇 博之 (神戸学院大学法学部教授)

私は黒川弘務東京高検検事長(当時)の勤務延

長に関する情報公開訴訟の原告です。この訴訟において大阪地裁は、今年(二〇二四年)六月二十七日に、法務大臣の不開示処分取消等を請求した原告の主たる請求を認容する判決をくだしました。

この判決は画期的な判決でした。その理由は裁判所が不開示決定を取消しただけではないのです。すでに原告が別の情報公開で開示を受けていた文書が何のために作成されたかを明らかにし、安倍晋三内閣が行なった法律の解釈変更につき「定年退官を間近に控えた黒川検事長の勤務延長を行うことしかあり得ない」等と判断したからです。

もともと、この訴訟は黒川検事長の勤務延長に関する第二次情報公開訴訟です。これまでの経緯から説明しましょう。

## 一 第一次情報公開訴訟

検察官の定年については検察庁法で「検事総長は、年齢が六五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六三年に達した時に退官する」と定められています(第二三条)。そして、「検察官には一般の国家公務員とは異なり定年後の勤務延長制度の適用がない」旨の解釈が一九八一年以降四〇年余り

も維持されてきました。

黒川検事長は二〇二〇年二月七日に六三歳になり定年退官予定でした。ところが、一週間前の同年一月三日に安倍晋三内閣は黒川検事長の半年間の勤務延長を閣議決定したのです。黒川氏は当時「官邸の守護神」と言われていたので、同人を次期検事総長に就任させるために法律を捻じ曲げて安倍内閣が勤務延長したのではないのでしょうか。

そこで、私は翌月(二月)二十六日に、前記閣議決定に関し法務大臣、人事院及び内閣法制局長官に対し、それぞれ閣議決定前と閣議決定後に分けて情報公開請求したところ、閣議決定前のもとしてそれぞれ文書が開示され、閣議決定後のもはそれぞれ不存在を理由に不開示とされたのです(なお、私はその後も幾つか追加の情報公開請求をしました)。

しかし、開示された文書には作成権者の氏名などが明記されておらず不自然でしたし、私に開示された各文書は実際には閣議決定後に作成された文書だったのではないかと疑ったのです。そこで、私への開示処分及び不開示処分の取消を求めて同年六月一日大阪地裁に情報公開訴訟を提起したのです(弁護団長は阪口徳雄弁護士)。これが第一次訴訟です(詳細は「青年法律家」二〇二〇年八月二十五日号を参照)。

ただし、この訴訟の過程において第二次訴訟に専念する方が良いと判断したので、この第一次訴訟は昨二〇二三年二月に取り下げました。

## 二 第二次情報公開訴訟

私は、第一次訴訟を提起から一年三カ月後の二〇二二年九月に法務大臣に対し、安倍内閣の前記閣議の要請のために「国家公務員法第八一条の三第一項に基づき黒川検察官を勤務延長することにつき検察庁法の解釈(解釈の変更を含む)について法務省内において協議、検討、決裁、供覧した文書」、「国家公務員法第八一条の三第三項が定年後の検察官にも適用されるとの解釈(解釈の変更を含む)について法務省内で協議、検討、決裁、供覧した文書」等を、改めて情報公開請求したのです。これは法務省内の意思形成過程についての情報公開請求でした。

しかし、法務大臣は、前記請求のほとんどを不開示にし、二〇二〇年に不開示された文書も不開示しなかったため、二〇二三年一月三日に不開示処分等の取消等を求めて大阪地裁に第二次訴訟を提起しました。

原告は黒川検事長の勤務延長のために法務省において作成した文書を情報公開請求したと主張。

これに対し被告国はそのような文書は作成しておらず存在しないとして不開示したと主張したので。

そこで原告は、黒川検事長の勤務延長のために、「勤務延長制度は適用されない」という従前の法解釈を変更したので、そのような「解釈変更を示す文書」が作成されているはずであると主張。被告国は、「解釈変更を示す文書」はある(すでに私に不開示した文書)が、それは検察庁法の改正のための検討の過程で作成した文書であり、「黒川検事長の勤務延長のために作成したものである」といふ旨、主張。原告は、この解釈変更が適用されたのは唯一黒川検事長のみである等と反論しました。

## 三 第二次訴訟の判決と法務省の

### 異常な説明

以上の各主張の結果、すでに私に不開示されていたのに、二〇二二年九月の情報公開で不開示されなかった二つの文書、すなわち「勤務延長制度(国公法第八一条の三)の検察官への適用について」及び「検察官の勤務延長について(二〇〇一六メモ)」が黒川検事長の勤務延長のために作成された文書なのかどうか重大な争点になったのです。

この第二次訴訟につき今年六月二十七日大阪地裁は冒頭で紹介したように画期的な判断をしたので。判決は、法律学における常識的な法律解釈を行い、常識的な事実認定をして、政府が特定の人物のために法律の恣意的な解釈変更を行なったという異常性を浮き彫りにしました。

判決後の弁護士会議では控訴しない方針を決めていました。国は控訴期限の七月一日までに控訴しませんでしたので、原告勝訴が確定したので。

ところが、法務省は、前記二文書が「黒川検事長のために作成された文書ではない」という従前の立場を変更しないまま控訴しないと記者発表したので。信じがたい説明です。

そして、法務大臣は、先の不開示決定を取消さないうまま前記二文書の不開示決定を行ない、私に二文書を不開示したのです。この不開示決定及び不開示は、前記勝訴判決の判断を踏まえれば、「黒川検事長の勤務延長のために作成された文書」として不開示決定・不開示されたことになるはずですが、法務省はそれを否定し続けるのでしょうか。

原告・弁護士団は、これに対して何らかのアクションを起こすのかどうか検討中です。

# Colabo及び仁藤さん 勝訴のご報告

神奈川 河西 拓哉

## 1 はじめに

二〇二三年二月二十九日に一般社団法人Colabo(「Colabo」)及びColabo代表の仁藤夢乃さん(「仁藤さん」)が、暇空茜と名乗る男性(「暇空氏」)に対し、名誉毀損による損害賠償を求めて提起した訴訟(「本訴訟」)について、東京地裁民事第四部は、二〇二四年七月二十八日、暇空氏によるColabo及び仁藤さんに対する名誉毀損行為を認め、暇空氏に対して合計二二〇万円の支払い及び投稿の削除を命じる判決(「本判決」)を下しました。

## 2 Colaboについて

Colaboは様々な困難を抱える若年女性の

生活全般の立て直し支援を目的とする一般社団法人で、深夜に新宿歌舞伎町などの繁華街で行き場のない若年女性に声をかけ、当該女性らの状況に応じて、生活相談、食事・風呂・衣類・住居(シエルター)等の提供、居場所作り、就職支援など、生活全般についての立て直し支援を行っています。

## 3 本訴訟及び本判決の概要

本訴訟は、暇空氏が、二〇二三年九月九日及び同月二六日に投稿したブログ(note)記事や同月二四日及び同年一〇月一七日に投稿したYouTube動画(以下、まとめて「本件各投稿」といいます)の中で、虚偽の事実を摘示し、もってColabo及び仁藤さんの名誉を毀損したことに ついて、Colabo及び仁藤さんが、暇空氏に

対し、損害賠償や本件各投稿の削除を求めて提訴したものです。

そして、本判決は、Colabo側の主張を認め、本件各投稿によって、暇空氏が「Colabo及び仁藤さんが一〇代の女性を三人部屋(タコ部屋)に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人六五〇〇円ずつ徴収している」、「Colabo及び仁藤さんがLDKに三人の女性を住まわせて三人分の生活保護を受給させている」との虚偽の事実(以下、「本件摘示事実」といいます。)を摘示しており、それによってColabo及び仁藤さんの名誉が毀損されたと認定した上で、そのような虚偽の事実を真実と信じるべき正当な理由や根拠は暇空氏にはなかったとして、暇空氏の反論を斥け、暇空氏に対して二二〇万円の支払い及び



本件各投稿の削除を命じました。

さらに、本判決の中では、暇空氏による名誉毀損行為の悪質性にかかる事情として、「被告が自らの好む漫画やアニメなどのコンテンツを批判する原告仁藤に対し強い敵意を抱き、原告らを批判する動機がそのような点にあることを自認しているもので……、上記活動報告書等の記載をあえて曲解している可能性を否定できない」、「被告による本件各投稿の結果を受けて、本件各投稿の閲覧者等により、原告らの活動が妨害されるなどし……、実際にその事業運営に支障が生じている」、「被告が、本件訴訟の提起以降も、原告らに関する情報発信を頻繁に行ったり、本件訴状を有料で公開したりするなど、自らの利益のために本件訴訟を利用し、しかもそれを公言している」などと認定されました。

#### 4 本判決の意義

Collabo及び仁藤さんは、根拠のない誹謗中傷や妨害を受けながらも真実を訴え続け、様々な妨害や嫌がらせを受けながらも毅然として闘い続けてきました。

そして、本判決により、Collabo及び仁藤さんに対するネット上の攻撃や活動妨害の発端となった暇空氏による投稿が真実でなく、暇空氏が

それを真実と信じることに正当な理由や根拠がないことが認められ、暇空氏が「活動報告書等の記載をあえて曲解している可能性を否定できない」とまで認定されたことは、Collabo及び仁藤さんのこれまでの闘いの正当性を示すものであって、Collabo及び仁藤さんのみならず、女性支援・女性の権利向上活動においても大変大きな意義を持つものです。

#### 5 本判決の課題

本判決でも認定されたとおり、暇空氏による本件各投稿がなされた結果として、Collaboの活動は妨害され、その事業運営には支障が生じております。

その一方で、暇空氏は、YouTube等でCollabo及び仁藤さんを誹謗中傷するようになってから、登録者数は急増し、二〇二四年八月七日時点で、登録者数二〇万人を超えるインフルエンサーとなっています。加えて、カンパ金を募り二〇二四年八月一日時点で、およそ一億七六〇〇万円のカンパ金が集まっているとのことですが、訴状や準備書面を売却するなどして、多額の金銭を得ており、YouTube等の収益と合わせれば、賠償額の一〇〇倍近い利益を得ているものと思われれます。

本判決は、事実認定としては総じて適切かつ公正なもので、名誉毀損訴訟の賠償額としては高額な部類といえます。しかしながら、暇空氏がCollabo及び仁藤さんに対する事実無根の誹謗中傷を行ったことにより、結果として、Collaboの若年女性支援活動には多大な支障が生じ、その影響は今なお残っている一方で、暇空氏が賠償額を遥かに上回る莫大な利益を得ていることに鑑みると、損害賠償額という点で課題の残る判決と言わざるを得ません。

#### 6 やり直し

本判決に対し、暇空氏は二〇二四年七月二九日付で控訴したのですが、控訴審では、弁護団として、Collabo及び仁藤さんの被害の深刻さや、暇空氏の名誉毀損行為の悪質性にかかる事情をさらに厚く主張立証し、本件の実態に即したより高額な賠償額を求める所存です。

第18回

人権研究交流集会「平和への権利」(11/23・24東京)

# 全体会企画に、玉城デニー沖縄県知事が登壇決定！

第一八回人権研究交流集会  
実行委員会 本部事務局長 上野 格

二〇二四年一月二四日九時三〇分、「平和への権利」と題する全体会企画を行います。日本の平和と安全保障を、政府が進める軍事力と日米安保体制の強化に任せるのではなく、国連総会で採択された「平和への権利」と日本国憲法に基づく平和的生存権を行使するものとして、市民が主体的に実現することを目指します。御参加ください。

今、私たちの「平和」は、重大な危機に直面しています。国外においては、ウクライナやパレスチナ・ガザ地区において、現実に武力行使が行われ、尊い市民の生命と財産が失われ、戦争の惨禍が再び引き起こされています。日本国政府は、「台湾有事」などのためとして、安保三文書の閣議決定による大軍拡を進め、敵基地攻撃能力、即ち

相手国の指揮統制機能等を壊滅させる能力を持つとうとし、実質的な先制攻撃をも可能にしようとし、アメリカの対中国軍事戦略と武力行使への一体化を進めようとしています。このまま「新しい戦前」に向かってはなりません。

二〇一六年二月、国連総会で平和への権利宣言が採択されました。「平和への権利」は、国際社会での武力行使をなくすため、平和を、単なる「政策」の問題ではなく、個人や集団の、より具体的な権利として捉えたものです。日本国憲法前文と九条が定める平和主義や平和的生存権と共通の目的を有するものです。

玉城デニー沖縄県知事は、昨年九月、国連人権理事会で、沖縄県に米軍基地が集中しているこ

と、反対の民意が示されたにもかかわらず辺野古基地建設が強行されていることを訴え、この「平和への権利」を沖縄の地域で具体化しよう求めました。また、宮古・八重山諸島では急速な軍備増強が進み、住民は軍事的緊張と台湾有事に巻き込まれる現実的な危険にさらされています。

私たちは、人権研究交流集会全体会で、「平和への権利」を基軸に、日本国憲法の保障する平和的生存権の在り方、アジア・太平洋地域における武力によらない平和の構築の仕方、日米関係の在り方の再検討など、国内と国外、理論と実務といった多面的な視点から、憲法が定める平和主義の実現のため、私たち法律家と市民が、何に、どのように取り組むべきか、考えたいと思います。

第18回  
人権研究  
交流集会  
あと2カ月

P) 事務局長でもあります。国連での平和への権利宣言の策定に携わった立場から、平和権宣言の意義、日本国憲法の平和的生存権との関係、平和権宣言の

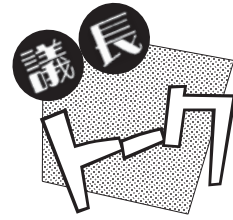
具体化に必要なこと、宣言の可能性について講演をいただきます。  
杉浦ひとみ弁護士は、安保法制違憲訴訟の会共同代表であり、軍隊を捨てた国「コスタリカ」に学ぶ会「事務局長です。平和的生存権の司法における実践、憲法前文及び九条の保障する平和的生存権を具体的な市民の権利として具体化し裁判で認めさせること、その効果と可能性や、これまでの平和的生存権に関する司法の判断と現在闘われている安保法制違憲訴訟の到達点について講演をいただきます。  
猿田佐世会員は、新外交イニシアティブ(ND)代表として、精力的に活動してこられました。NDの政策提言「戦争を回避せよ」の意義、市民の平和を求める声をいかに外交・安全保障政策に反映させていくか、アジアに広がる「どちらにもつかない外交」について、講演をいただきます。  
当日または事前に質問や意見も集めます。積極的な発言をお願いします。  
また、現在、本部憲法委員会を中心に、「平和への権利」を具体化し、個人の権利として、様々な方法で平和への権利を行使し、国には平和を追求することを義務づける内容の「平和への権利東京宣言」を起案中です。適宜、会員の皆様に諮ります。全体会で確認し、宣言したいと思えますので、どうぞ幅広い御意見をお願いいたします。

初めに各パネリストから基調講演をいただき、会場の参加者からも質問をいただきます。進行役が討論テーマを提起し、パネリストが討論します。パネリストには、玉城デニー沖縄県知事、笹本潤会員、杉浦ひとみ弁護士、猿田佐世会員の登壇が決まっています。  
玉城デニー沖縄県知事には、沖縄県への米軍基地の集中を解消し、県民が反対の意思を示した辺野古基地建設を止めるため、懸命に取り組んでこられたこと、日米地位協定の改定を求めてきたこと、また沖縄県民の平和を希求する思いを発信し地域外交を展開してこられたことを講演いただきます。沖縄県は、まさに平和への権利が問題となつている現場であること、沖縄県民のみならず私たちの平和への権利の行使として実現されねばならないこと、青法協も会として力を尽くすことを確認したいと思えます。  
笹本潤会員は、国際民主法律家協会(IADL) 執行部、アジア太平洋法律家連盟(COLA

【日時】  
二〇二四年二月三日(土)・二四日(日)  
\*一日目  
分科会① 一三時〇〇分〜一四時四五分  
分科会② 一五時一五分〜一七時  
懇親会 一七時三〇分〜一九時三〇分  
\*二日目  
全体会 九時三〇分〜二時

【会場】  
TKP品川カンファレンスセンター  
\*品川駅(高輪口)から徒歩三分  
羽田空港から約三〇分  
東京駅から山手線で一八分

【参加費】  
・弁護士参加協力券 三〇〇〇円  
・一般参加券 五〇〇円  
託児あり  
参加申込はこちら



## 「人権研究交流集会 の意味とは」

さて、第一八回人権研究交流集会が近づいてきました。二月三日午後に分科会、二四日午前に全体会の予定です。場所は東京、TKP品川カンファレンスセンターです。楽しみですね。

私が人権研究交流集会に最初に参加したのは、修習生のときの二〇〇〇年。第二〇回の福岡でした。このときは、福岡市長が全体会に参加しているのに驚愕した記憶が鮮明です。弁護士は団体はずげーな。自治体のクビナガ、それも政令指定都市の市長を呼べるんだ、と思いました。

当然、参加者ものすごく多かった記憶

があります。

弁護士登録してから関わったのは、二〇〇一年の第一四回、札幌のときです。札幌は私の地元。気持ち的に通いやすかったので、本部署務局長の仕事をお引き受けしました。現地での会議に参加するため、毎月のように札幌に通いました。北海道支部の皆様にご奮闘いただき、とても楽しく準備できたと思います。

ただ、個人的には札幌は、悔いの残る部分もある集会になりました。全体会のテーマが「企業の社会的責任」。最先端の人権問題を取り扱うという人権研究交流集会のあり方に照らし、とても魅力的なテーマではあったのですが、ちょっと難しすぎたかなと後々思いました。参加者の人数が今ひとつふるわなかったように記憶していますが、それもそこが原因だったかもしれないとの感覚があります。

一方、札幌のときは懇親会は大盛会でした！サッポロビールのビヤガーデンの二〇〇名入るホールを借り切ったのジンパ（ジンギ

スカンパーティー）。太田賢二実行委員長が言い出したときは、頭がどうかしてしまった（失礼）のではないかと思ったほど荒唐無稽に思いましたが、やってみたら参加者一同、めちゃくちゃ楽しい懇親会となりました。

人権研究交流集会は、その時々々の社会情勢にあわせて、また私たちが法律家としての運動をクリエイティブに行っていくための集会にしたいものです。

今回は、「平和への権利」という新たな平和への挑戦のための考え方を議論する。そのために玉城デニー・沖縄県知事にもご参加いただけることになりました。なんとも素晴らしい機会ではありませんか！

また初日の分科会も様々に面白そうです。私も一つ、「地球環境と原発」分科会を担当させていただきます。「地球に永続して生活する権利」という新たな権利構築をめぐる、考える分科会にしたいと思います。

そんなわけで、会員の皆様！二月三日、二四日は、東京の会場でお会いしましょう！

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

シリーズ  
憲法と私 ⑳

# 憲法九条と私

東京 今鳥 千晶

## 今

回、「憲法と私」シリーズを担当させていただくことになりました、今鳥千晶（いまじ まちあき）と申します。

何条の問題について執筆するか考えたときに、今月は、終戦記念日があることから、九条が頭に浮かびました。また、母の知り合いに長崎で被ばくをした方がいて、その方から被ばくした経験の資料を頂くことができました。今回、資料をご提供いただいた方は、「Yさん」と呼ばせていただきます。加えて、Yさんが代表を務める文京区原爆被害者友の会（文友会）によって開催された「第二〇回 原爆の凶展」にも足を運ぶことができました。このような経緯があつて、大変難しいテーマではありますが、僭越ながら、九条について筆を執ろうと思いました。

## 私

が幼い頃、八月一五日は、ほとんどのテレビ番組が戦争の特集になっていたと記憶しています。子どもながらに「知っておかないといけないものだから、放送されている」という認識をしておりました。

しかし、最近では、事情が異なっているように思います。私が今年の八月一五日のゴールデンタイムの番組表を見たところ、戦争についてメンテナンスとして扱っているのは、NHKだけです。

## 以

下、Yさんの被ばく体験を記載させていただきます。

Yさんは、一九四三年一月二六日に、長崎の爆心地から四・六キロメートル地点の長崎市大浦出雲町で生まれました。被ばくするまでのYさんは、とても元気な男の子だったそうです。

生まれてから一年九か月後の一九四五年八月九日一時二分、長崎に投下されたアルトニウム型原子爆弾は、強力な放射線をまき散らしながら約一〇秒という時間をかけて落下し、浦上地区上空五〇三メートルの高さで爆発しました。

Yさんの父親は、当時、港近くの食糧団で作業をしていました。浦上の方角から鋭い閃光とともに強烈な爆発音が聞こえてきたので、食糧団で働いていた人たちは、何かの助けになればと思い、長崎駅から浦上の方向に急ぎました。しかし、向かう途中で、焼け焦げた死体を目の当たりするとともに、なぎ倒された家々が列をなして燃え続け、川にもたくさん死体が見受けられたことから、「これ以上進んでも自分達の力ではどうにもならない。」とあって、助けに行くことをあきらめて引き返したそうです。

原爆が投下された当日、Yさんは、空襲警報に反応して、母親に対して、覚えてたの片言の日本語で、「穴チャンに行こう」とせがんだそうです。Yさんの母親は、Yさんを背負って、防空壕に向かいました。床屋さんの前に差し掛かったとき、「ピカッ」と閃光があり、続けて大きな音がしました。そして、その瞬間、背中がYさんが火のように熱くなるのを感じたとのことでした。

被ばく後のYさんは、全くの虚弱体質となってしまうました。誰かの助けがなければ、幼稚園に

## 今後の日程

## 【常任委員会(全国ミーティング)】

\*第3回(冬)

11月24日(日) 東京

\*第4回(春)

2025年

3月14日(金)~15日(土) 山梨

## 【第56回定時総会】

2025年

6月28日(土)~29日(日) 神奈川

## 【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日) 東京

## 各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、  
本部事務局までご連絡ください。

## 【修習生委員会】

10月15日(火)10時~

も小学校にも通うことができませんでした。多くのペニシリンを打ちました。今では、ペニシリンアレルギーになってしまったそうです。

Yさんが小学校四年生のとき、定期的に来る訪問医が来ました。Yさんは、襖越しに、母親と訪問医がひそひそと話をしているのを聞きました。その内容は、「残念ですが、このままでは、一八歳まで生きるのは難しいと思います。」というものでした。Yさんの母親は嗚咽をこらえきれず、泣き崩れていました。

Yさんは、泣き崩れる母を見て、「これ以上悲しませたくない」と思ったそうです。次の日から、こっそり家を抜け出して、家の周りを走るようになりました。走ることを始めてから、本当に少し

ずつではあるけれども、Yさんには体力がついてきました。小学校五年生の運動会では、初めて先頭の後ろを走るくらいになりました。Yさんは、身体も大きく成長し、「トーチャン」というニックネームで呼ばれるくらいになりました。

しかし、Yさんが被ばくしてから六九年後、被ばくした染色体により、悪性の尿管外皮癌になりました。Yさんは、原爆の恐ろしさを思い知らされたそうです。

## 戦

争を体験した世代の平均年齢は、八一・八歳です。高齢化が進んでいるため、戦争の実体験を語る人は、少なくなってきました。

Yさんは、現在、八一歳です。戦争の語り部を

続けていらつしゃいます。それは、世界から核兵器をなくしたいという願いから来るものです。原爆、原発の問題は、今でもなお続いています。戦争を起こさないために九条をどうすべきか、議論を続けていくことを強く望みます。

末筆ながら、今回の執筆にご協力いただきましたYさんに、心よりお礼申し上げます。



▼酷暑である。報道を眺めても、熱中症による死亡や救急搬送の増加、また各地で毎日のように雷と豪雨による被害が

報じられている。海外では、昨年のハワイ・今年のギリシャでの山火事という、大災害が報じられている。対岸の炎ではあるまい。▼改めて、今までは異なる異常気象を実感する日々であり、嘆いているだけでは済まない、対策・対応が必要な事態だと痛感する。少なくとも、火力発電を早期に廃止して、再生可能エネルギーに転換することが急務であろう。莫大な費用を要するであろうが、国策として実行することが避けられない事態だと思う。

(米倉 勉)